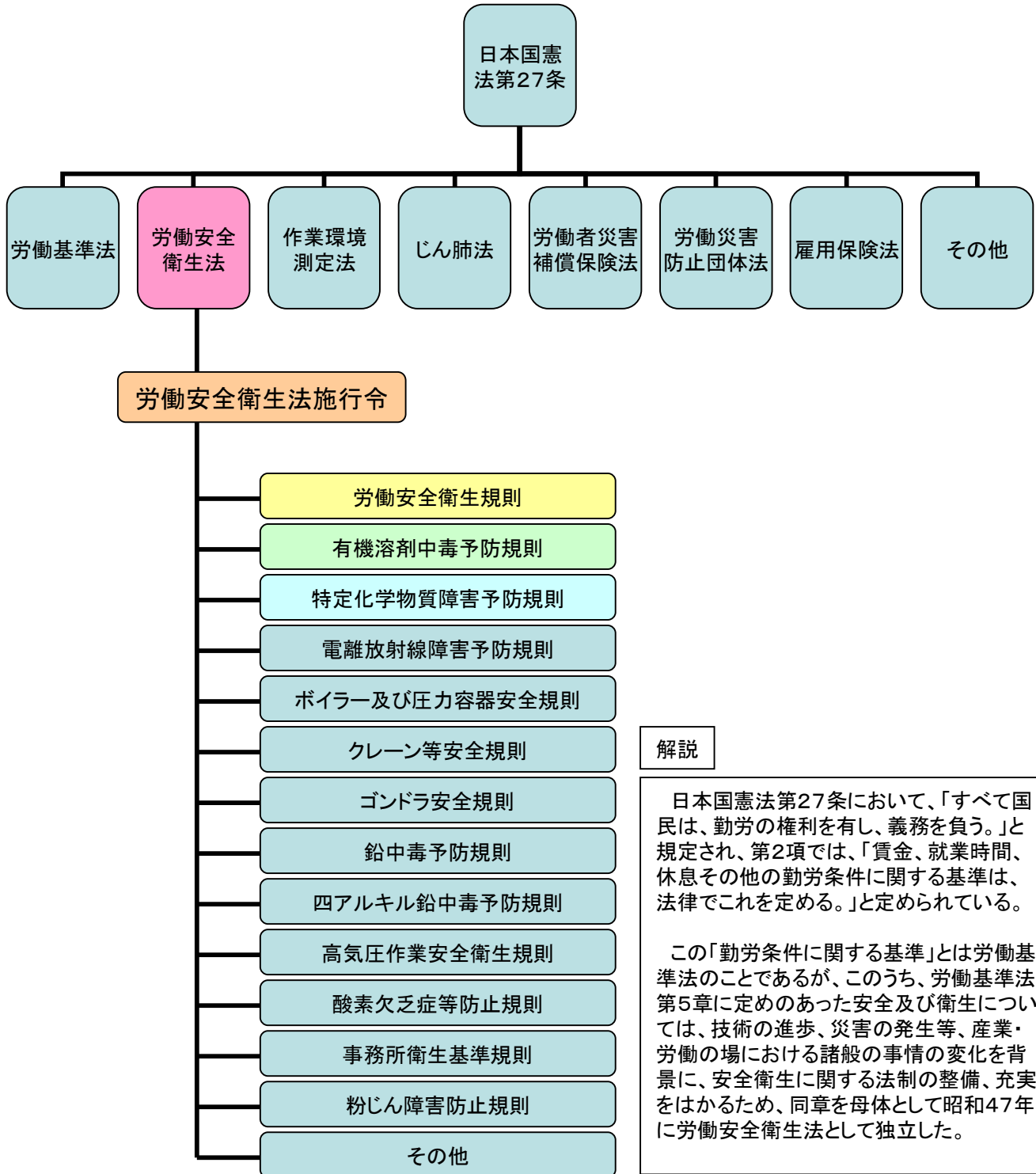


労働安全衛生法及び 関係省令の体系



解説

日本国憲法第27条において、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。」と規定され、第2項では、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と定められている。

この「勤労条件に関する基準」とは労働基準法のことであるが、このうち、労働基準法第5章に定められた安全及び衛生については、技術の進歩、災害の発生等、産業・労働の場における諸般の事情の変化を背景に、安全衛生に関する法制の整備、充実をはかるため、同章を母体として昭和47年に労働安全衛生法として独立した。